

No.	項目	Q(質問)
<b>申請可能な団体の要件</b>		
1	代表者	団体の代表者が浪江町民ではないのですが、その他の構成員で浪江町民が5名以上いる場合交付申請できますか？
2	役員・会員名簿	団体A(交付決定済)の役員が、これから交付申請をする団体Bの役員にもなっているのですが申請できますか？
<b>補助対象経費関係</b>		
3	人件費	屋外でのイベント実施にあたり、会場周辺の草刈りを個人へ依頼しました。この人件費は補助対象経費になりますか？
4	景品・記念品を購入した際の経費	イベント実施にあたり、参加者へ景品や記念品を配布する予定です。この経費は補助の対象になりますか？
5	交付決定前の支出	交付決定通知の日付より前に、イベントで使用する物品を購入してしまったのですが、補助対象経費になりますか？
6	消耗品費	イベント実施会場に装飾用の花を購入した場合、補助対象経費になりますか？
7	燃料費	冬期のイベントで、暖房の燃料を使用した分だけ補充して満タンで返却したいのですが、燃料の購入はイベント実施後になります。この時の燃料費は補助対象経費になりますか？
8	食糧費	実施する事業の中で参加者に1個500円の弁当を提供するために50個用意したのですが、当日の参加人数は30名で20個余りました。この場合、補助対象経費となるのは何個分ですか？
9		レストランで交流会をした際の食事代として、1人2,000円かかったのですが、この食糧費は補助対象になりますか？
10		イベント実施前に行つた会議や、事前準備の作業中に軽食や飲み物を提供したいのですが、この食糧費は補助対象になりますか？
11		交流会を行うにあたり、浪江町民でない参加者及びスタッフに、浪江町民と同様の軽食を提供する計画を立てているのですが、この食糧費は補助対象になりますか？
12	印刷製本費	イベント開催のチラシについて500部配布する計画で印刷したのですが、実際に配布したのは200部で300部余りました。この場合、印刷製本費として補助対象となるのは何部ですか？
13		団体で定期的に普段の活動を紹介する広報誌を発刊、配布しているのですが、この制作にかかる経費は印刷製本費で補助対象になりますか？
14	賄材料費	調理した料理の完成写真を撮り忘れたのですが、実績報告時にレシピの提出があれば補助対象経費となりますか？
15		料理教室を行う際に、一般的に取り扱われている食材より高級なものを特定の業者から取り寄せました。事業の実施に使用する食材なので、補助対象経費になりますか？
16		料理教室を行う際に、調理で使う料理酒は補助対象経費になりますか？

17	通信運搬費	材料を取り寄せるための送料は、補助対象経費になりますか？
18		イベント実施後に、参加者へ送るお礼状の切手代又は郵送代は、補助対象になりますか？
19	委託料	イベント実施の様子を委託したカメラマンに撮影してもらい、成果物を団体のHPへ活動周知のために掲載する予定ですが、補助対象経費になりますか？
20		イベントを実施するにあたり、記録用の動画作成を業者へ委託しました。この委託費は補助対象経費になりますか？
21		カメラマンに集合写真の撮影を委託し、撮影した写真を参加者へ配布しました。この委託費は補助対象経費になりますか？
22		団体の役員が役職を務める会社へ、委託業務を依頼したのですが、この委託費は補助対象経費となりますか？
23		知り合いにイベントの写真撮影や映像編集を委託したのですが、この委託費は補助対象になりますか？
24		バス旅行を企画しているのですが、宿泊費、バスの借上げ料、高速道路料金、宴会場の使用料を「使用料及び賃借料」として計上したいと考えています。どの支出が補助対象経費の対象となりますか？
25	使用料及び賃借料	借りた機材を破損してしまった際の修繕費は補助対象経費になりますか？
26		イベントに使用する機材を知り合いが持っていたので、料金を支払って貸してもらいました。この時の支出は補助対象経費になりますか？
<b>支払い方法</b>		
27	電子マネー	電子マネーでの支払いが不可となっていますが、理由を教えてください。
28	ポイントカード	対象経費を支出する際に、ポイントカードを提示して会計を行いました。付与されたポイントの取り扱いはどうすればいいのでしょうか？
29	クレジットカード	対象経費をクレジットカードで支払ったのですが、引落としが令和8年4月になる見込みです。この場合、決済自体は事業終了日より前に済んでいるので、補助対象経費になりますか？
<b>交付額と確定額</b>		
30	補助金の増額	イベント実施にあたり、当初の見込みより支出が増えました。交付決定通知書では200,000円の交付を受けていましたが、支出が増えた分の補助金の増額は可能でしょうか？

No.1	項目区分	申請可能な団体の要件	項目	代表者
		Q(質問)		
		団体の代表者が浪江町民ではないのですが、その他の構成員で浪江町民が5名以上いる場合、交付申請できますか？		
		A(回答)		
		団体代表者が浪江町民でない場合、申請は不可です。 ただし、代表者が震災当時、浪江町に住民票の登録があり、現在は転出して町外に住民票登録がある場合は申請可能です。		
		○浪江町復興コミュニティ事業補助金交付要綱第2条第1項 『浪江町に住所を有する者(平成23年3月11日時点で町内に住所を有していた者を含む。以下「町民」という。)が組織する復興公営住宅等の自治組織若しくは地域づくり団体又は特定非営利活動法人等であって、構成員の5人以上が町民である団体であること。』		

No.2	項目区分	申請可能な団体の要件	項目	役員・会員名簿
		Q(質問)		
		団体A(交付決定済)の役員が、これから交付申請をする団体Bの役員にもなっているのですが、申請できますか？		
		A(回答)		
		名称が異なる団体であっても役員が重複している場合は、団体の運営体制が同一であると判断しますので、団体Bは申請できません。 ※ただし、会員が他団体の役員または会員となっている場合又は役員が他団体の会員となっている場合は、例外的にどちらの団体も申請可能とします。		
		団体Aの役員が団体Bの役員も兼ねている	団体Bは申請不可	
		団体Aの会員が団体Bの役員も兼ねている	団体A・Bともに申請可能	
		団体Aの役員が団体Bの会員も兼ねている	団体A・Bともに申請可能	
		団体Aの会員が団体Bの会員も兼ねている	団体A・Bともに申請可能	

No.3	項目区分	補助対象経費関係	項目	人件費
		Q(質問)		
		屋外でのイベント実施にあたり、会場周辺の草刈りを個人へ依頼しました。この人件費は補助対象経費になりますか？		
		A(回答)		
		人件費は補助対象外経費であるため、補助の対象にはなりません。		

No.4	項目区分	補助対象経費関係	項目	景品・記念品を購入した際の経費
		Q(質問)		
		イベント実施にあたり、参加者へ景品や記念品を配布する予定です。この経費は補助の対象になりますか？		
		A(回答)		
		補助の対象とはならず、補助対象外となります。 復興コミュニティ事業補助金は、コミュニティ維持・形成及び復興を目的とした事業の実施を行う団体へ「事業実施に直接必要な」経費を補助するための事業です。 参加者への景品や賞品代、記念品やお土産代といった支出は、団体への補助ではなく、参加者への個人給付にあたりますので補助の対象にはなりません。		

No.5	項目区分	補助対象経費関係	項目	交付決定前の支出
		Q(質問)		
		交付決定通知の日付より前に、イベントで使用する物品を購入してしまったのですが、補助対象経費になりますか？		
		A(回答)		
		交付決定日以前に発生した経費は、補助対象外です。 (見積書の作成日は交付決定日以前であっても問題ありません。)		

No.6	項目区分	補助対象経費関係	項目	消耗品費
		Q(質問)		
		イベント実施会場に装飾用の花を購入した場合、補助対象経費になりますか？		
		A(回答)		

補助対象経費となりません。  
復興コミュニティ事業補助金は、イベント実施に「直接関係する経費」に対しての補助金です。  
装飾用の花は「それがなければイベントの実施ができない」と認められないため、補助対象外となります。

No.7	項目区分	補助対象経費関係	項目	燃料費
		Q(質問)		
		冬期のイベントで、暖房の燃料を使用した分だけ補充して満タンで返却したいのですが、燃料の購入はイベント実施後になります。この時の燃料費は補助対象経費になりますか？		
		A(回答)		

元々暖房機器に入っていた燃料分と事業の実施で使用した燃料分が明確に分けられ、証憑書類で判断できるのであれば、補助対象経費となりますが、明確に区分できない場合は補助対象外となります。

No.8	項目区分	補助対象経費関係	項目	食糧費
		Q(質問)		
		実施する事業の中で参加者に1個500円の弁当を提供するために50個用意したのですが当日の参加者は30名で20個余りました。この場合、補助対象経費となるのは何個分ですか？		
		A(回答)		

参加者30名に提供した30個分のみ、食糧費の補助対象となります。

No.9	項目区分	補助対象経費関係	項目	食糧費
		Q(質問)		
		レストランで交流会をした際の食事代として、1人2,000円かかったのですが、この食糧費は補助対象になりますか？		
		A(回答)		

補助対象とはならず、補助対象外です。  
食糧費は交流会等で歓談する際の必要最小限の飲み物やお茶菓子、軽食等の飲食に限り補助対象となりますので、食事そのものが目的のレストランでの食事代は補助対象外です。  
※2,000円のうち、500円分を補助金で賄うこともできません。

No.10	項目区分	補助対象経費関係	項目	食糧費
		Q(質問)		
		イベント実施前に行った会議や、事前準備の作業中に軽食や飲み物を提供したいのですが、この食糧費は補助対象になりますか？		
		A(回答)		

補助対象とはならず、補助対象外です。  
補助対象の食糧費となるのは「交流会等で歓談する際の必要最小限の飲食に限り」ます。  
そのため、交流会実施のための準備の場で提供された食糧への支出は対象外です。

No.11	項目区分	補助対象経費関係	項目	食糧費
Q(質問)				
交流会を行うにあたり、浪江町民でない参加者及びスタッフに、浪江町民と同様の軽食を提供する計画を立てているのですが、この食糧費は補助対象になりますか？				
A(回答)				
提供される場が、浪江町民のコミュニティ形成等につながる交流会などであれば、浪江町民でない参加者やスタッフへの食糧費も補助対象になります。 なお、会議や事前準備等の交流の場ではないスタッフのみに提供される食糧は補助対象外です。				

No.12	項目区分	補助対象経費関係	項目	印刷製本費
Q(質問)				
イベント開催のチラシについて500部配布する計画で印刷したのですが、実際に配布したのは200部で300部余りました。この場合、印刷製本費として補助対象となるのは何部ですか？				
A(回答)				
補助対象となる部数は200部です。 残りの300部は使用しなかった余剰分となりますので、その分の印刷製本費は補助対象外となります。				

No.13	項目区分	補助対象経費関係	項目	印刷製本費
Q(質問)				
団体で定期的に普段の活動を紹介する広報誌を発刊、配布しているのですが、この制作にかかる経費は印刷製本費で補助対象になりますか？				
A(回答)				
団体の活動周知のための広報誌制作代は、団体の経常的な活動と判断されるため補助対象外です。				

No.14	項目区分	補助対象経費関係	項目	賄材料費
Q(質問)				
調理した料理の完成写真を撮り忘れたのですが、実績報告時にレシピの提出があれば補助対象経費となりますか？				
A(回答)				
レシピの提出だけでは、実際に食材を使ったのか判断できないため、料理の完成写真がない場合は補助対象外となります。				

No.15	項目区分	補助対象経費関係	項目	賄材料費
Q(質問)				
料理教室を行う際に、一般的に取り扱われている食材より高級なものを特定の業者から取り寄せました。 事業の実施に使用する食材なので、補助対象経費になりますか？				
A(回答)				
賄材料費の補助対象経費として計上できる食材は、「料理教室や調理を行った食事を提供する交流会等で使用する必要最小限の食材や調味料」となりますので、高級食材と判断される食材経費は、補助対象外経費となります。				

No.16	項目区分	補助対象経費関係	項目	賄材料費
Q(質問)				
料理教室を行う際に、調理で使う料理酒は補助対象経費になりますか？				
A(回答)				
調理に使用したことが分かるようにレシピと料理の完成写真の提出、かつ、購入した領収書やレシートから「料理酒」であることが判断できる場合、補助対象経費となります。				

No.17	項目区分	補助対象経費関係	項目	通信運搬費
Q(質問)				
材料を取り寄せるための送料は、補助対象経費になりますか？				
A(回答)				
取り寄せた材料が、補助対象経費として計上されているものであれば、通信運搬費として補助の対象となります。 ※ただし、取り寄せた材料が補助対象外であると判断される材料である場合は、補助対象外経費です。				

No.18	項目区分	補助対象経費関係	項目	通信運搬費
Q(質問)				
イベント実施後に、参加者へ送るお礼状の切手代又は郵送代は、補助対象になりますか？				
A(回答)				
お礼状の送付は、事業の実施に必要な経費とは認められないため、補助対象外となります。				

No.19	項目区分	補助対象経費関係	項目	委託費
Q(質問)				
イベント実施の様子を委託したカメラマンに撮影してもらい、成果物を団体のHPへ活動周知のために掲載する予定ですが、補助対象経費になりますか？				
A(回答)				
団体の経常的な経費と判断されますので、補助対象外です。				

No.20	項目区分	補助対象経費関係	項目	委託費
Q(質問)				
イベントを実施するにあたり、記録用の動画作成を業者へ委託しました。この委託費は補助対象経費になりますか？				
A(回答)				
補助対象外経費です。 記録用の動画作成に係る経費は、事業の実施に必要な経費とは認められないため、補助対象外となります。				

No.21	項目区分	補助対象経費関係	項目	委託費
Q(質問)				
カメラマンに集合写真の撮影を委託し、撮影した写真を参加者へ配布しました。この委託費は補助対象経費になりますか？				
A(回答)				
復興コミュニティ事業補助金の趣旨である「コミュニティ形成・維持」に該当しますので、補助対象経費として計上可能です。 ただし、委託するカメラマンが撮影を職業にしていること、配布する写真が一般的な記念写真であることが条件です。 団体構成員及び個人への委託は補助対象外となり、また、アルバムやフォトフレームも合わせての配布や、必要以上の大きさで印刷された写真の配布は補助対象外となります。				

No.22	項目区分	補助対象経費関係	項目	委託費
Q(質問)				
団体の役員が役職を務める会社へ、委託業務を依頼したのですが、この委託費は補助対象経費となりますか？				
A(回答)				
団体の構成員及びその家族への支払いは、補助対象外です。				

No.23	項目区分	補助対象経費関係	項目	委託費
		Q(質問)		
		知り合いにイベントの写真撮影や映像編集を委託したのですが、この委託費は補助対象になりますか？		
		A(回答)		

その知り合いが写真撮影や映像編集を職業としており、仕事として依頼する場合は、補助対象経費としての計上が可能です。

個人的に依頼する場合は補助対象外となります。

No.24	項目区分	補助対象経費関係	項目	使用料及び賃借料
		Q(質問)		
		バス旅行を企画しているのですが、宿泊費、バスの借上げ料、高速道路料金、宴会場の使用料を「使用料及び賃借料」として計上したいと考えています。どの支出が補助対象経費の対象となりますか？		
		A(回答)		

宿泊費や宴会場での食事代は補助対象外ですが、それ以外のバス借上げ料や高速道路料金、宴会場の使用料は補助対象経費となります。

No.25	項目区分	補助対象経費関係	項目	使用料及び賃借料
		Q(質問)		
		借りた機材を破損してしまった際の修繕費は補助対象経費になりますか？		
		A(回答)		

修繕費は補助対象外です。

また、賃借延滞料も、事業実施に必要不可欠な経費の支出ではないため、対象とはなりません。

No.26	項目区分	補助対象経費関係	項目	使用料及び賃借料
		Q(質問)		
		イベントに使用する機材を知り合いが持っていたので、料金を支払って貸してもらいました。 この時の支出は補助対象経費になりますか？		
		A(回答)		

機材を賃借しようとする知り合いが、機材の貸し出しを事業としているのであれば補助対象経費での計上が可能です。  
※ただし、個人間の貸し借りで発生した料金については、補助対象外となります。

No.27	項目区分	支払い方法	項目	電子マネー
		Q(質問)		
		電子マネーでの支払いが不可となっていますが、理由を教えてください。		
		A(回答)		

電子マネーはサービスにより、支払い方法やチャージの方法が多岐にわたり、一連の経理処理の証拠となる書類を統一することが困難です。

また、利用した個人名義の電子マネーにポイントが付与される場合がほとんどであり、補助事業執行にあたり適正性に問題があるため、今年度は補助対象外とします。

No.28	項目区分	支払い方法	項目	ポイントカード
		Q(質問)		
		対象経費を支出する際に、ポイントカードを提示して会計を行いました。 付与されたポイントの取り扱いはどうすればいいのでしょうか？		
		A(回答)		

付与されたポイントは「利益」の取り扱いとなりますので、補助対象経費からポイント付与分の金額を減額します。

補助事業にかかる経費の支払いによって個人が利益を得ることを防ぐため、ポイントカード等は原則使用しないでください。

No.29	項目区分	支払い方法	項目	クレジットカード
		Q(質問)		
		対象経費をクレジットカードで支払ったのですが、引落としが令和8年4月になる見込みです。この場合、決済自体は事業終了日より前に済んでいるので、補助対象経費になりますか？		
		A(回答)		
		クレジットカードの決済は、あくまで立替払いですので、実際に支払いが完了した引き落とし日で判断します。決済が事業終了日前に済んでいても、引き落とし日が事業終了日を過ぎている場合は、補助対象外となります。		

No.30	項目区分	交付額と確定額	項目	補助金の増額
		Q(質問)		
		イベント実施にあたり、当初の見込みより支出が増えました。 交付決定通知書では200,000円の交付を受けていましたが、支出が増えた分の補助金の増額は可能でしょうか？		
		A(回答)		
		交付決定後に増額することはできません。		